

広島県告示第七百五十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾蒲刈港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和四年九月二十九日

蒲刈港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾蒲刈港放置等禁止区域

1 田戸港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市蒲刈町の国土地理院三等三角点「田戸」（北緯三四度一分三六秒二二五六、東経一三二度四二分三三秒八六〇三、標高四二〇・五二メートル）

- 基点一 基準点から六六度二二分三七秒の方向一、一七六・七五メートルの点
- 基点二 基点一から九四度〇八分〇八秒の方向四二・三二メートルの点
- 基点三 基点二から四二度二七分三九秒の方向一六・五五メートルの点
- 基点四 基点三から三三度二五分〇五秒の方向一四九・九四メートルの点
- 基点五 基点四から八四度一六分二五秒の方向八六・五六メートルの点

2 宮盛一地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市蒲刈町の国土地理院四等三角点「小松島」（北緯三四度二分二一秒四〇二四、東経一三二度四四分一秒三七五〇、標高二四・八四メートル）

- 基点一 基準点から一八四度五〇分〇六秒の方向七五三・七四メートルの点
- 基点二 基点一から一八度三四分五〇秒の方向二六・七九メートルの点
- 基点三 基点二から五七度二三分二一秒の方向一七・二九メートルの点
- 基点四 基点三から六二度〇一分四六秒の方向一九・〇四メートルの点
- 基点五 基点四から七九度二八分二二秒の方向一七・〇三メートルの点
- 基点六 基点五から九八度〇五分一六秒の方向四二・七二メートルの点
- 基点七 基点六から一三一度一分〇五秒の方向二三・二七メートルの点

3 宮盛二地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市蒲刈町の国土地理院四等三角点「小松島」(北緯三四度二分一秒四〇二四、東経一三二度四分一秒三七五〇、標高二四・八四メートル)

- 基点一 基準点から一七五度三〇分一秒の方向七二五・六二メートルの点
- 基点二 基点一から三四二度四分一秒の方向一二七・三〇メートルの点
- 基点三 基点二から一〇二度一七分三八秒の方向三二九・二四メートルの点
- 基点四 基点三から一四九度二分一五秒の方向三八・八六メートルの点
- 基点五 基点四から一〇九度五四分三秒の方向四八・五四メートルの点
- 基点六 基点五から一六三度〇二分一三秒の方向八一・六五メートルの点
- 基点七 基点六から一二三度二〇分四九秒の方向五八・六九メートルの点
- 基点八 基点七から一六五度三二分二秒の方向六・九七メートルの点
- 基点九 基点八から二一四度三一分三秒の方向五八・二三メートルの点

4 大浦一地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

- 基準点 呉市蒲刈町の国土地理院四等三角点「赤石」(北緯三四度一分二三秒九〇七九、東経一三二度四分〇五秒一三一六、標高二二三・八三メートル)
- 基点一 基準点から一二二度五五分一八秒の方向六三四・〇八メートルの点
- 基点二 基点一から二〇五度三三分一八秒の方向一四・二四メートルの点
- 基点三 基点二から一一二度五三分三七秒の方向六・二五メートルの点
- 基点四 基点三から一九九度二分一五秒の方向三四・七三メートルの点
- 基点五 基点四から一九九度一七分二四秒の方向三〇・一四メートルの点

5 大浦二地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

- 基準点 呉市蒲刈町の国土地理院四等三角点「赤石」(北緯三四度一分二三秒九〇七九、東経一三二度四分〇五秒一三一六、標高二二三・八三メートル)
- 基点一 基準点から一三八度二分〇三秒の方向六九八・三五メートルの点

- 基点二 基点一から一二七度〇七分三〇秒の方向三七・一二メートルの点
- 基点三 基点二から一三九度二八分五四秒の方向二六・三二メートルの点
- 基点四 基点三から一四二度三二分四三秒の方向四・四四メートルの点
- 基点五 基点四から五二度三二分三八秒の方向三・七九メートルの点
- 基点六 基点五から一四五度四分四六秒の方向二一・三〇メートルの点
- 基点七 基点六から一六九度〇二分二秒の方向四〇・〇七メートルの点
- 基点八 基点七から二五五度二一分〇四秒の方向一〇一・二六メートルの点
- 基点九 基点八から二八六度一三分一秒の方向七二・九三メートルの点

6 大浦三地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市蒲刈町の国土地理院三等三角点「大浦」（北緯三四度一〇分三八秒三一

二三、東経一三二度四五分三五秒二九二六、標高一九四・二〇メートル）

- 基点一 基準点から三三度五七分四七秒の方向五三八・七二メートルの点
- 基点二 基点一から四七度一分〇四秒の方向七五・四七メートルの点
- 基点三 基点二から七三度一三分二五秒の方向一五・〇〇メートルの点
- 基点四 基点三から二〇度〇三分五〇秒の方向一七六・五六メートルの点
- 基点五 基点四から一一五度一八分五三秒の方向三八・六三メートルの点
- 基点六 基点五から一五九度二五分四七秒の方向九九・三七メートルの点

7 宮田大橋く上流地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から

基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市蒲刈町の国土地理院三等三角点「大浦」（北緯三四度一〇分三八秒三一

二三、東経一三二度四五分三五秒二九二六、標高一九四・二〇メートル）

- 基点一 基準点から三一九度五八分二七秒の方向七七九・四一メートルの点
- 基点二 基点一から一二〇度一分〇六秒の方向二四・六六メートルの点
- 基点三 基準点から二九六度四〇分三六秒の方向六八九・八三メートルの点
- 基点四 基点三から三四〇度〇五分〇一秒の方向六・九三メートルの点

二 地方港湾蒲刈港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物